

道路旅客・貨物運送業に対する労働時間等説明会の開催について

1 趣旨

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が平成 36 年（2024 年）3 月 31 日まで猶予されており、これまで、労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた道路旅客・貨物運送業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。

2 開催案

〈実施主体〉労働基準監督署（トラックに関しては、「荷主及びトラック運送事業者を対象としたガイドラインの周知セミナー」との共催も可能）

〈対象〉全日本トラック協会（又は都道府県協会）の会員企業
日本バス協会（又は都道府県協会）の会員企業
全国ハイヤー・タクシー連合会（又は都道府県協会）の会員企業
※上記団体のいずれにも属していない企業については、把握方法も含め、別途説明会の開催を検討

〈説明会内容〉※詳細な内容は地域の特性に応じて労働基準監督署が調整する。

- 労働基準監督署から労基法や時間外労働等改善助成金等の説明
- 国土交通省各運輸局等から、必要に応じ、「『ホワイト物流』推進運動」や助成事業等の説明（運輸局等やトラック協会等の説明時間を設けない場合には、労働基準監督署において、リーフレットの配布や制度等の簡単な紹介を行う。）
- トラック協会等から業界としての対策の説明や会員企業への協力依頼



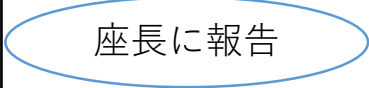






3 その他

- ・ トラックについては、労働基準監督署ごとに本説明会を実施する（全国で最低 320 回）（国土交通省は都道府県の筆頭署における説明会に可能な限り参加）
- ・ バス・タクシーについては、筆頭署が中心となり他署との合同により、本説明会を実施する（バスの説明会：全国で最低 47 回、タクシーの説明会：全国で最低 47 回）（国土交通省は都道府県の筆頭署における説明会に可能な限り参加）
- ・ 5 年間で全ての道路旅客・貨物運送業を対象に説明会を実施するが、企業での準備期間等を考慮し、できる限り最初の 3 年間で集中的に実施する
- ・ 平成 31 年度開催予定の「荷主及びトラック運送事業者を対象としたガイドラインの周知セミナー」（全国で 50 回、47 都道府県で各 1 回以上開催）の場で、各施策等を説明することにより、トラックの説明会開催に代えることも可能とする
- ・ 国土交通省運輸局等への出席要請については、各都道府県労働局が調整することとするが、例えば、対象事業場の多く見込まれる筆頭署開催の説明会等に限定して、出席を要請する等が考えられる
- ・ トラックに関しては、都道府県に設置された取引環境・労働時間改善地方協議会を活用して、本説明会の内容等について検討を行う
- ・ 全日本トラック協会、日本バス協会及び全国ハイヤー・タクシー連合会の都道府県協会の職員（Ex. 専務理事、事務局長次長等）に事業者との連携・調整役を依頼する。
- ・ 連携・調整役は、説明会の開催を事業者に周知する等、労働基準監督署に対する窓口となり必要な協力を行う。また、事業者から長時間労働削減に関する相談があった際には労働局を紹介する等、事業者による自主的な取組の促進に努める
- ・ 行政は、当該調整役に情報提供等必要な支援を行う
- ・ 連携・調整役の取組に当たって困難な点があれば行政が相談・支援を行う

全体で90分程度を想定

- 主催者挨拶（労働基準監督署長） … 5分
- 労働基準監督署からの改正労基法等の説明 … 20分
- 働き方改革推進支援センターからの助成金等の説明 … 20分
- 運輸支局からのホワイト物流推進運動等の説明 … 15分
- トラック協会からの説明 … 15分
- 質疑応答 … 5分

道路旅客・貨物運送業に対する労働時間等説明会の開催スケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中央協議会						 9月頃開催予定			 例年、下半期にも開催予定			
地方協議会			 座長に報告					 例年、中央協議会開催後に開催予定				
地方協議会 事務局			 ・説明会の概要と実施スケジュール			 説明会実施報告						
			<ul style="list-style-type: none"> ○各機関への説明 ○説明会の内容調整 ○各機関の担当者決定 ○各機関支部への周知 など 			<ul style="list-style-type: none"> ○各機関担当者と各労働基準監督署担当で実施日の日程調整 ○説明会実施日に各機関から担当者を派遣（※） ○各労働基準監督署ごとに説明会を実施（合計6回） 						（※） 担当者が派遣できない場合は、パンフレット配布等により対応
旅客業に対する 説明会			 <ul style="list-style-type: none"> ○各機関への説明 ○説明会の内容調整 ○各機関の担当者決定 ○各機関支部への周知 など 			 <ul style="list-style-type: none"> ○各機関担当者と労働局担当で実施日の日程調整 ○説明会実施日に各機関から担当者を派遣 ○熊本署管内で2回実施（バス1回、タクシー1回） 						

道路貨物運送事業者に対する労働時間制度説明会開催状況表

担当監督署	対象支部	会員数	開催(予定)日	会場(予定)	参加者数
熊本労働基準監督署	熊本北、熊本南、熊本東、熊本中、宇城	292	R1.12.3(予定)	熊本交流館パレア	—
			R2.1～R2.2(予定)	熊本労働基準監督署4階共用会議室	—
八代労働基準監督署	城南	84	R2.2(予定)	やつしろハーモニーホール 大会議室	—
玉名労働基準監督署	玉名	58	R1.10.16	玉名市民会館	20社(24名)
人吉労働基準監督署	人吉・球磨	22	R1.10.18	人吉労働基準監督署 会議室	13社(14名)
天草労働基準監督署	天草	39	未定	未定	—
菊池労働基準監督署	鹿本、菊池、阿蘇	162	R1.10.17	菊池市文化会館 小ホール	56社(62名)